

# 統一的な基準による久米南町連結会計財務書類に係る注記

## 1 重要な会計方針

### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得価額  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。  
ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達価額  
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。  
イ 昭和 60 年度以降に取得したもの  
取得価額が判明しているもの……………取得価額  
取得価額が不明なもの……………再調達価額  
ただし、取得価額が不明な道路、河川、及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- ② 無形固定資産……………取得価額  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。  
取得価額が判明しているもの……………取得価額  
取得価額が不明なもの……………再調達価額

### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ①満期保有目的以外の有価証券  
ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格  
イ 市場価格のないもの……………取得価額  
ただし、一部の連結対象団体においては、総平均法に基づく原価法によって計上しています。
- ②出資金  
ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格  
イ 市場価格のないもの……………出資金額

### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法、ただし、一部の連結対象団体については先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によって評価しています。

### (4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。  
建物 5 年～50 年  
工作物 5 年～60 年  
物品 2 年～20 年
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。  
水利権 20 年  
ダム使用权 55 年  
施設利用券 15 年
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）  
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の不納欠損額により、徴収不能見込額を計上しています。長期延滞債権については、過去5年間の不納欠損額により、徴収不能見込額を計上しています。ただし、一部の連結対象団体においては、金銭債権のうち徴収不能の見込み額を計上しています。

③ 退職手当引当金

退職手当債務から岡山市町村総合事務組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、岡山市町村総合事務組合における積立金額の運用益のうち久米南町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。ただし、一部の連結対象団体においては、年度末時点の全構成団体の持分相当額から、岡山市町村総合事務組合の持分相当額を差し引いた金額及び岡山県民間社会福祉従事者共済制度における掛金累計額に基づき計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）  
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。  
ただし、一部の連結対象団体においては、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法に基づき計上しています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。ただし、一部の連結対象団体については、税抜方式によっています。

(9) 連結対象団体（会計）の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日と連結決算日の差異が3か月を越えない連結対象団体については当該連結対象団体の決算を基礎として連結手続を行っています。決算日と連結決算日の間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。

(10) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

建物・工作物等については、取得価額又は再調達価額が 50 万円以上の場合に資産として計上しています。

土地については、全ての土地を計上しています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 50 万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね 10 %未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

久米郡土地開発公社が令和 4 年 3 月 2 日に解散しました。

3 重要な後発事象

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、停滞した経済を回復させるべく、国県の施策に呼応した政策・予算措置を適宜実施しています。

影響額は確定していません。

4 偶発債務

(1)保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当はありません。

(2)係争中の訴訟等

令和 4 年（行コ）第 1 号 損害賠償請求控訴事件 54,868 千円

令和 4 年（行コ）第 2 号 不当利得返還等請求控訴事件 2,197 千円

## 5 追加情報

### (1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
岡山県市町村総合事務組合 （一般会計）	一部事務組合・広域連合	比例連結	1.27%
岡山県市町村総合事務組合 （拠出金事業特別会計）	一部事務組合・広域連合	比例連結	1.62%
岡山市久米南町衛生施設組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	43.10%
旭川中部衛生施設組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	18.93%
岡山県広域水道企業団	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.46%
岡山市久米南町国民健康保険 病院組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	46.70%
岡山県後期高齢者医療広域連合 （一般会計）	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.41%
岡山県後期高齢者医療広域連合 （特別会計）	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.41%
岡山県市町村税整理組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.84%
津山圏域消防組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	3.10%
津山広域事務組合（一般会計）	一部事務組合・広域連合	比例連結	3.88%
津山広域事務組合 （ふるさと振興事業特別会計）	一部事務組合・広域連合	比例連結	3.08%
久米老人ホーム組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	28.00%
久米郡土地開発公社	第3セクター等	比例連結	50.00%
社会福祉法人 愛隣会	第3セクター等	比例連結	50.00%

連結の方法は次のとおりです。

- ① 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。
- ② 第三セクター等は、出資割合等が50%を超える団体（出資割合等が50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。ただし、出資割合が25%未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円単位を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

庁内組織等において売却可能性があると判断した公共資産

イ 内訳

事業用資産	<u>6,153 千円</u>	(1,830 千円)
土地	6,153 千円	(1,830 千円)